

会津坂下町新型コロナウイルス感染症 対策本部からのお知らせ

令和2年11月10日号
発行：会津坂下町 新型コロナウイルス
感染症対策本部
制作：政策財務課 政策企画班

町民の皆さまへ

福島県内の感染者数は、1例目が確認された3月7日から11月3日までに400名を超えました。10月最終週においては減少傾向となりましたが、今月に入り新たなクラスターの発生も確認され、予断を許さない状況です。

感染リスクの高まる「飲酒を伴う懇親会」、「大人数や長時間におよぶ飲食」、「マスクなしでの会話」などに注意し、様々な場面において感染拡大の可能性が十分にあるということを強く意識して、「ウィズコロナ」の状況における感染対策にあたっていかなければなりません。

両沼地方（河沼郡・大沼郡）の7町村（湯川村、柳津町、三島町、金山町、昭和村、会津美里町、会津坂下町）では、両沼郡医師会と坂下厚生総合病院のご協力のもと、坂下厚生総合病院に既設の風邪外来を拡充して新型コロナウイルス感染症の診察を行う「発熱外来（地域外来）」を開設しました。発熱外来の開設により、安心して医療機関を受診できる環境をつくり、地域医療体制の確保を図ります。

また、私たちの健康を守るため新型コロナウイルス感染症と向き合う医療従事者の皆さんや、新型コロナウイルスに感染された方やそのご家族の方に対する差別、誹謗中傷は絶対になさらないようお願いいたします。

会津坂下町新型コロナウイルス感染症対策本部長
会津坂下町長

齋藤 文英

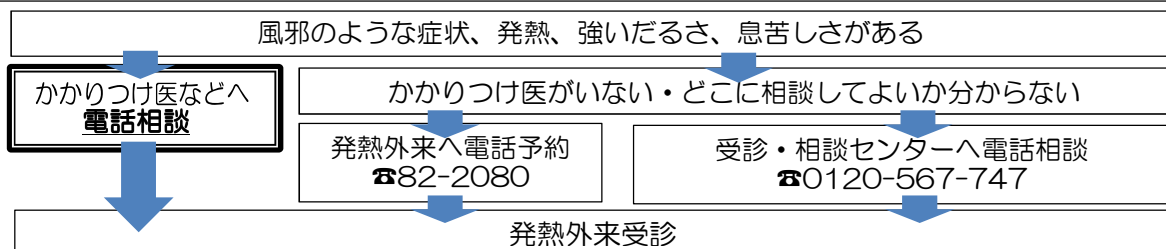
両沼地方発熱外来を開設

新型コロナウイルス感染症拡大防止のために、発熱などの症状がある方を診察する発熱外来（地域外来）を、両沼郡医師会と坂下厚生総合病院の協力により開設しました。

予約専用電話番号 ☎82-2080

対象者	発熱などの症状のある高校生以上で河沼郡・大沼郡の7町村に在住・通勤・通学されている方
場所	坂下厚生総合病院敷地内仮設診療室
診療時間	午後1時45分～4時 ※土日祝日・年末年始 12/30～1/3 を除く
受付時間	午前9時～午後1時 ※予約専用電話で受付
持参品	保険証・お薬手帳・診療費用（3,000円 ※一時金として預かり後日精算します）
その他	●公共交通機関を利用せず、自家用車でお越しください。●来院時は必ずマスクを着用してください。●予約時間の15分前までにお越しください。●自宅トイレを済ませてからお越しください。

発熱外来受診方法



受診の流れ

1. 駐車場に到着したら車内で待機のまま、予約専用番号（☎82-2080）に電話し到着を伝える。
 2. 到着した係員に、車内待機のまま保険証やお薬手帳などを提示する。（窓は開けずに提示）
 3. 車内または待合室で待ち、順番が来たら誘導係の案内に従って診察室へ入り、医師の診察を受ける。
 4. 診療費用3,000円（※おつりの無いようにご準備ください）を支払い帰宅。
- ※診療費用は後日精算となります

☎ 生活課 福祉健康班 ☎ 93-6169

▼各課からのお知らせは裏面をご覧ください。

新型コロナウイルス感染症の町内発生状況について

町ホームページでお知らせしています。下記より検索いただくか、右のQRコードをスマートフォンで読み込んでください。

【町ホームページ】[会津坂下町 新型コロナ 発生状況](#) [検索](#)

<https://www.town.aizubange.fukushima.jp/soshiki/27/10993.html>



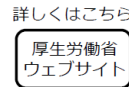
▲スマホからはコチラ

感染症に関する相談は下記までお願いします

(感染の疑いがある場合は「帰国者・接触者相談センター」までご相談ください)

相談種別	受付時間	電話番号
町相談窓口(生活課 福祉健康班)	平日 午前8時30分~午後5時15分	☎93-6169
受診・相談センター	24時間(平日・土日祝日を含む)	☎0120-567-747
福島県一般相談 (コールセンター)	平日 午前8時30分~午後9時 土日祝日 午前8時30分~午後5時15分	☎0120-567-177 FAX 024-521-7926

新型コロナウイルス
接触確認アプリの
インストールをお願いします!



各課からのお知らせ

重要 全町民へのインフルエンザ予防接種費用の助成を実施します(今年度限定)

対象者 生後6か月以上の全町民(接種日時点で当町に住居がある方)

助成期限 令和3年1月31日(日)まで **助成額** 2,520円(高齢者施設入所者は1,730円)

●接種を希望される方は直接医療機関を受診してください。接種料金から助成額を除いた金額を医療機関にお支払ください。(会津坂下町、会津若松市、喜多方市以外の医療機関で接種する方は、事前に下記までお問い合わせください。)

※実施状況は医療機関にお問い合わせください。

問 生活課 福祉健康班 ☎ 93-6169

学生生活支援事業「ふるさと産品贈呈」(第2弾)

対象者 町内出身の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生(町内外在住)で、保護者が町内在住の方 ※前回は応募した方も、再度応募可

支援品 新米、りんご、ヨーグルトセット、醤油、味噌など

提出書類 ①申込書(役場東分庁舎で配布 町ホームページからダウンロード可 [会津坂下町 ふるさと産品贈呈](#) [検索](#))

②学生証(在学証明書)写し ※前回申込者省略可

申請者 本人または保護者(親、祖父母、兄弟など)

申請期限 11月30日(月) (郵便、メール、FAXで申請可能)

空気清浄機設置事業補助金

対象者 令和2年4月1日以降に空気清浄機を新たに購入して設置した中小企業及び個人事業主で、町税を滞納していない方

対象機器 空気清浄機(ウイルス除去・不活性化などの効果があるもの)

補助額 空気清浄機購入費用の2分の1 (1事業者1台あたり上限2万円で3台分まで)

提出書類 申請書兼実績報告書など

申請期限 令和3年3月31日(水)

郵送先 〒969-6543 会津坂下町字市中二番甲 3650 番地

問/申込 産業課 商工観光班(東分庁舎) ☎ 83-5711 FAX 83-5713

E-mail: gakusei@town.aizubange.fukushima.jp

学生等就学継続支援給付金

—申し込み期間間近!お早めにお申し込みください—

対象者 町内出身の大学生・大学院生・短大生・専門学生・予備校生(県内外を問わず)で、保護者が町内在住の方

給付額 3万円 **提出書類** ①申請書(町ホームページからダウンロード可 [会津坂下町 学生支援 給付金](#) [検索](#))

②学生証(在学証明書)写し ③通帳写し

申請者 本人または保護者(親、祖父母、兄弟など)

申請期限 11月30日(月) ※郵送提出可

郵送先 〒969-6592 会津坂下町字市中三番甲 3662 番地

問/申込 政策財務課 政策企画班(本庁舎内北庁舎3階) ☎ 84-1504